

# ドメスティック・バイオレンス(DV)を知ろう

困ったら相談  
してください!



配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力という意味で使用されることが多いです。

男女が対等な関係であるためには、暴力により相手を威圧・支配するDVは許されるものではなく、防止や早期発見が大切です。男女間における暴力は、配偶者間だけで起きている問題ではありません。若者の間で交際相手からの暴力「デートDV」なども問題となっています。



暴力形態には身体的なもの、精神的なもの、性的なものがあります。配偶者、交際相手との関係で苦しんでいることはありませんか。もしも、少しでも困ったことがあれば、一緒に考えてくれる相談窓口を利用してください。

### 相談 窓口

DV相談ナビ  
#8008

女性の人権ホットライン  
0570-070-810

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、  
ストーカー行為といった女性をめぐる様々な  
人権問題に関する相談

DV相談プラス  
0120-279-889

24時間電話相談  
※メール・チャットでもご相談いただけます。

DV、ストーカー等恋愛感情等のもつれ  
に起因するトラブルの相談

各都道府県警察  
#9110

# 私らしく あなたらしく

第3次こうなん男女共同参画プラン  
(令和4年度~13年度)を策定しました

## 計画の基本理念

【男女共同参画社会基本法の5つの理念】

男女の人権の  
尊重

政策等の立案  
及び決定への  
共同参画

国際的協調

社会における  
制度又は慣行に  
ついての配慮

家庭生活に  
おける活動と  
他の活動の  
両立

だれもがともにいきいきと輝き、助け合う  
男女共同参画社会の実現

だれもがともに、様々な分野で「いきいきと輝き」活動を活性化させ、力を合わせて「助け合う」ことを表しています。